

とした。（出羽国も羽前・羽後の2国に分割。）これらの区画は、主に地理的区分であったが、現在でも磐城の平とか、磐城角田駅、陸前高砂駅などという用い方に残っている。磐城国には白河（東・西）・石川・田村・菊多・磐前・楢葉・標葉・行方・宇多・伊達・亘理がこれに属していた。翌2年12月に至り、伊達を岩代国に入れ、刈田・伊具を岩代国から割いて磐城国に属せしめた。

資料 大日本地名辞書第7巻（吉田東伍）

地方沿革略譜（内務省図書局）

地名索引（内務省地理局）

## 8. ヴァンリードか、ウェンリードか ウェンリートか

問 大池唯雄著「炎の時代」を読みましたが、星恵太郎の兵学の師で、高橋是清少年のアメリカ行を世話した人物の名が、ヴァン・リード、ウェンリード、ウェンリートと三様に書かれています。どれが正しいのでしょうか。

答 「炎の時代」には「ヴェン・リード」がP88に2か所、「ウェンリード」がP349, 353, 361, 362, 364, 365, 484, 485, 511, 518に合計23か所、「ウェンリート」がP346に2か所、三様の表記が見られます。一体外国人名（地名・外来語等を含めて）を、仮名文字でどう表記するか、正確さを追究すればする程、際限のない課題であります。この人物の姓名の原綴 Van Reed, Eugene M. の仮名表記として、上記のいずれが誤りで、いずれが正しいと決めつけることはできません。ゲーテの場合など、20通り以上の仮名表記がある程です。ヴァン・リードについては、この外にも別様の表記が行われていますので、念のため次に掲げて置きます。

1. ウエンリト（「横浜みやげ異人館番附并人名」。明治初年。）
2. ウエンリート（「仙台戊辰史」（藤原相之助）。「仙台額兵隊記」（片平六左）。）
3. ウェンリート（「横浜奇譚」（錦港堂、明治初年）。「炎の時代」（大池唯雄。ヴァン・リード、ウェンリードとも表記）。「大和町史」下巻。）
4. ウェンリード（「炎の時代」（大池唯雄。ヴァン・リード、ウェンリートとも表記）。）
5. ヴァンリード（「高橋是清自伝」。「郷土史事典宮城県」（佐々久）。）
6. ヴァン・リード（「岩波西洋人名辞典」（昭和7年版。31年版）。「炎の時代」（大池唯雄。ウェンリート、ウェンリードとも表記）。「世界伝記大事典」第3巻（ほるぷ出版）。）

外国人名の仮名表記に関する工夫や研究は、明治初年以来数多くありますが、決定的なものは見当りません。言語系統・発音習慣が異質で、対応する発音・文字をもたぬ異国語同志に、相通ずる正確な表記法が存在する筈がありません。それに、外国語習熟の度合や、聴覚・音感にも個人差があり、文字表記の多様な差異が出てくるのはどうにもならないことです。しかしながら、同一著作の中では、同一人の人名について、唯一の仮名表記で一貫することが肝要であります。そのためには、信頼の置ける外国人名辞典に準拠することが常識とされています。

注(1) 「岩波西洋人名辞典」（昭和31年版）『ヴァン・リード Van Reed, Eugene M.〔漢〕彙理度 1873.2〔歿〕アメリカのジャーナリスト、外交官、アメリカでジョゼフ・ヒコ（浜田彦造）と相知り、前後して来日し（1859：安政6）、神奈川駐在アメリカ領事館書記生となる・駐日ハワイ総領事となり（65）、同年帰米し翌年再び来日・日本とハワイの通商条約の締結の交渉に当ったが成功せずのちアメリカ公使により締結された（71）・岸田吟香等と共同して〈横浜新報もしほ草〉を発刊して（68-70：慶應4-明治3）、外国事情を紹介し、また〈翻訳新聞〉の編集にも関係した（73）・他方汽船、武器の売買、外米の輸入等を営み、日本政府に無許可でハワイ移民を（68）、グアム島へは契約移民を（71）送って巨利を博した。〔主著〕商用会話書、1861；和英会話、1862；新改正万国表、1872。』

注(2) 外国人名等の仮名表記について、主なものに次のようなものがある。「外国语の写し方、仮名遣改定案補則」（官報第4113号附録、大正15年5月12日、臨時國語調査会）。「外国语の地名・人名の書き方（案）」（昭和21年3月、文部省）。「外来語の表記」（昭和29年3月、国語審議会報告）。

「岩波西洋人名辞典」（昭和7年版）に『西洋固有名詞の片仮名表示は、時代により又人により從来種々雑多の書方が行はれて今日に到って居り、現状を以てしては直に之を劃一的になすことは殆ど不可能である、依て本辞典は一試案として人物の属する国の国語に従って、之をなるべく的確に示すことを企てつゝ、而も我国一般の現状に鑑み、極端なる厳密主義を排し、発音し易きやう単純化の方針をとった。即ち我国に於て、広く或は古く慣用せられてあるものには故らに異をたてずして之をも保存し、二つ以上の呼び方が行はれてゐるものには必要に応じその各々を掲げ、以て検索に便ならしめた。従って片仮名が原音に極めて遠ざかってゐる場合がある、特に明治初年までに我国へ渡來したる人物並にキリスト教關係の者の如きは、當時の慣用或は當時の文書に記された様式によつたものがある、又キリスト教關係のものにて邦訳聖書中に含まれてゐる人物の如きは聖書の様式に従ふやうにした。』。（昭和31年版及び昭和51年増補版）に『見出人名は、原名の発音を重んずると同時に、できるだけ簡明な写音を聞いた、そのため一定の方式をたてて概ねこれに従つたが、他方我国における慣用を顧慮して、一律な機械的統一を避け、検索し易い形

にした場合も少くない。……外国人名のカナ写音は、原綴の発音を重んじつつ日本語として無理のない表現を求めるため、主要な諸国語について、一定の写音方式をたてて、概ねこれに従った、しかしこの問題は、日本語が諸外国語と構造を異にするところから、一般的にもまた多くの個々の場合についても、特殊な困難を含んでいるため、所定の方式によって一応明確な理路を得たものなお精究の余地を剩すかと思うので、今後も大方の協力を得て、我国における外国人名の普遍的な写音法の確定を期したい、なおこの方式は、我国における慣用的な呼び方に従うもの、および原綴が固有名詞として特別の発音を有するものについては適用されない、……』とある。「米欧回覧実記」（久米邦武、明治11年）にも、『各国言語声音ノ異ナル、……夫レ同ク二十六品字ヲ用フル国ニテサヘモ、諺法互ニーナラス、況ヤ我五十音ノ仮字ニテ、西人ノ語ヲ写ス、到底其正ヲ得難ケレトモ、務メテ本語ニ近キヲ拝ム、』とある。

資料 岩波西洋人名辞典

## 9. 早川智寛の生年はいつか

問 第4代仙台市長早川智寛の誕生年月日を弘化元年7月24日と書いてある本と、弘化2年7月24日としてあるものとがあります。どちらが正しいのですか。

答 早川智寛の実際の誕生日は天保15年〔12月弘化と改元。1844〕7月24日で、文久3年〔1863〕都合により弘化2年〔1845〕7月24日に改めています。明治に入ってから編成された戸籍簿にも後の年月日が登載されています。この事情は、「早川智寛翁略伝」（友部伸吉編）によりますと次の通りです。〔父智治嘉永2年〔1849〕36歳で歿〕君は六歳なるを九歳と称し十二歳にして郡代河野四郎通様の手附〔てつき。書記などをする小吏〕となる、年十五〔実は12歳〕元服を加へて名を智寛と称し、父君の遺跡を襲〔つ〕ぎて日々河野郡代の家に通勤す、〔文久3年〔1863〕上司河野四郎に従って公務出張中、長州軍に檻禁されて行衛を絶ったが、2か月後の9月13日生還〕母君は君が少小より餘りに不幸のみ打続き殊に今回は不測の大難に遭ひ漸く無事に還りしは宛も一度死したる者の生れ更りしに同じく殊に七月の誕生なるに此度の大難も亦七月なれば寧ろ生年月日一ヶ年を減じ其前途を祝せんとて弘化辰年の出生なるを更めて二年巳歳の出生と改めたり、君の戸籍に弘化二年とあるは之れが為なりと云ふ。』同書の「早川智寛翁略年譜」には『弘化元年甲辰七月二十四日生……』。「早川氏系譜略」には『智寛 弘化元年七月二十四日上篠崎村字木町ニ生ル、六歳ニシテ家ヲ繼ク、慶応四年、春土族ニ列セラレ速水姓ヲ許サレ速水退藏ト称セシモ、明治二年国事犯ノ嫌(2)